

- 臨時に支払われる賃金 手当
- 精皆勤手当、通勤手当、家族
- 最低賃金額には、次の賃金は含まれません。
- 事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

この制度は、土地の所有者として登記されている人などの申請に基づいて、筆界特定登記査委員の意見を踏まえて、現地

### 筆界特定制度をご利用下さい

**【問い合わせ先】**  
鳥取地方法務局登記部門2階  
**☎(0857)22-2258**



**鳥取県最低賃金が改正されます**  
10月20日から鳥取県最低賃金が1時間653円に改正されます。鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用、臨時、アルバイト、パートタイマーなどの雇用形態にかかわらず、県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

最低賃金額には、次の賃金は含まれません。

**【問い合わせ先】**  
鳥取労働局労働基準部賃金室  
**☎(0857)29-1705**

- 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

この制度を活用することによって、公的な判断として筆界を明らかにできるため、隣人同士で裁判をしなくても、筆界をめぐる問題の解決を図ることができます。

**鳥取県最低賃金が改正されます**  
10月20日から鳥取県最低賃金が1時間653円に改正されます。鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用、臨時、アルバイト、パートタイマーなどの雇用形態にかかわらず、県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

- 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

## 秋の全国火災予防運動が始まります

【運動期間】 11月9日(金)～15日(木)

【防災標語(平成24年度全国統一防災標語)】

### 『消すまでは 出ない行かない 離れない』

これから火災が発生しやすい季節を迎えます。火の始末や暖房器具の取扱いに十分注意し、火災の予防に努めましょう。

### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

#### ■ 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



#### ■ 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



### ハローワーク米子がイオン米子駅前店に移転します

ハローワーク米子（米子公共職業安定所）は、イオン米子駅前店ビル4階に移転します。ハローワーク米子駅前相談室も、同時移転します。

#### 『ハローワーク米子』

■ 移転日 / 11月26日(月)  
■ 移転先 / イオン米子駅前店ビル4階（米子市末広町31-1）  
☎ 33-3911

#### ■ 業務時間 / 午前8時30分～午後5時15分

※ 年末年始及び祝祭日を除く

#### 『ハローワーク米子駅前相談室』

#### ■ 業務時間 / 午前10時～午後6時

※ 年末年始及び祝祭日を除く

※ 移転後は「ハローワーク米子駅前相談室」の名称は無くなり

「若者支援コーナー」「マザーズコーナー」として業務を行い、

「よなご若者仕事ぶらざ」と併設で業務を行います。

障がい者法定雇用率が引き上げになります

全ての事業主は、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。（障がい者雇用率制度）この法定雇用率が、平成25年4月1日から下記のように変わります。事業主の皆さまは、ご注意いただきますようお願いします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1. 8 %⇒	2. 0 %
国・地方公共団体等	2. 1 %⇒	2. 3 %
都道府県等の教育委員会	2. 0 %⇒	2. 2 %